

11月29日 中小企業・小規模企業 振興推進協議会



中小企業・小規模企業の振興を図るため、**中小企業・小規模企業振興推進協議会**（会長 竹 富久）が発足されました。

今回、建設的な意見交換を重ね、創業し易い環境づくり、町内間における求人など4項目の『要望書』を町へ提出しました。

《 お問い合わせ 》
農林水産課 ☎098-998-4624

ご回答はお済みですか？

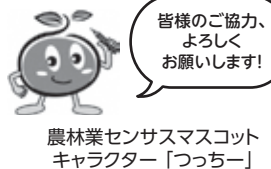
現在、2025年農林業センサスを実施しています。

この調査は農林業の政策に役立てることを目的とした極めて大切な調査です。

調査票をお配りした農林業関係者の方で、まだ調査票にご記入されていない場合は、漏れなくご記入していただき、**調査員にご提出をお願いします。**（※）

（※）調査員と提出日をお決めになっていない場合は、下記の連絡先にご希望の提出日をお伝えいただきますようお願いいたします。

《 お問い合わせ 》
企画財政課 統計担当
☎098-998-2668



令和6年度 一般コミュニティ助成事業



一般財団法人自治総合センターの令和6年度一般コミュニティ助成事業で、町内の各自治会へ次の備品が整備されました。この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として宝くじの受託事業収入を財源に実施され、地域コミュニティ活動の健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を行うものです。

自治会名	備品名
東風平	会議用テーブル
屋宜原	ノートパソコン
富盛	会議用テーブル、折りたたみ椅子
志多伯	卓上アンプ
当銘	ノートパソコン
小城	ノートパソコン
友寄第一団地	複合機
白川ハイツ	複合機
友寄東ハイツ	芝刈機、草刈機

自治会名	備品名
県宮屋宜原団地	草刈機、エンジントリマー
具志頭	フラップテーブル
新城	高圧洗浄機、ガステーブル、カーテン
大頓	ノートパソコン
玻名城	デスクトップパソコン
安里	スポットクーラー
長毛	ノートパソコン
県宮長毛団地	芝刈機、草刈機

広告欄

株式会社 いーだカンカン不動産
県内5店舗！テレビCM放送中！
不動産売買専門 仲介 買取
土地・戸建の売却相談お気軽に！
相談・査定はもちろん無料です！
糸満店 糸満市字糸満604番地1
(糸満ロータリー近く)
お問い合わせお待ちしております **098-996-1259**

八重瀬町ホームページ・広報やせに 広告を掲載しませんか？
お店やイベントのPR 求人募集
などにご活用ください
▶詳しくは町HPまたは右の2次元コードよりご確認ください

令和7年度 不発弾等磁気探査事業について

沖縄県では、不発弾等の早期処理に向けて、個人や事業者等の所有する土地で行う磁気探査に対し次の事業等を実施しています。

①【沖縄県住宅等開発磁気探査支援事業】

住宅の新築・建て替え、その他工事を行う際の不発弾探査費を補助する事業です。

（工事例）住宅の新築、建て替え、福祉施設、病院、事業所、店舗、工場など

※原則、申請者の負担はありません。

※申請者が不発弾探査を行う業者と直接契約していただきます。

■お申し込み【随時受付】（年度毎の予算の範囲内で交付決定）

八重瀬町役場 総務課窓口にて受付票を提出してください。（受付票は窓口で受け取るか

沖縄県ホームページにてダウンロードしてください。 [【沖縄県 住宅磁気探査 検索】](#)）

※申請予定票を提出した時点では、まだ申請は受理されていません。

※「申請予定票」の提出後、県の担当者から申請に必要な書類についてご連絡します。

②【広域探査発掘加速化事業】

畑や原野など、主に工事を行わない土地に対して不発弾探査を行う事業です。

※原則、申請者の負担はありません。

※不発弾探査を行える状態（更地）を前提とし、樹木の伐採、所有物の撤去等は、申請者ご自身で行っていただく必要があります。

■お申し込み【令和7年2月28日（金）締め切り】

※お申し込みから半年程度で「土地の調査」を開始し、1年程度で「不発弾探査」を実施します。

八重瀬町役場 総務課窓口にて申請書、同意書等を提出してください。（申請書等は窓口で受け取ってください。）

■条件

1. 探査予定面積が100㎡を超えていること。
2. 土地所有者が不発弾等の調査・探査・発掘工事に同意（同意書を添付）していること。
3. 木々やビニールハウス等の構造物がある場合は撤去していること。

※以下の場合、土地の調査または不発弾探査を実施できないことがあります。

- ・地滑りの恐れがある土地や急傾斜地
- ・川や海が隣接している土地
- ・土地改良事業などの事業地（計画地含む）
- ・森林区域に指定されている土地など

お願い!!

不発弾を発見したら、触らずに最寄りの交番・糸満警察署・八重瀬町役場 総務課まで通報してください。



《 お問い合わせ 》
総務課 総務防災班
TEL:098-998-2200
FAX:098-998-4745

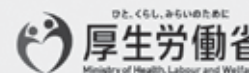
ハンセン病元患者のご家族へ

～対象となる方々に「補償金」を支給します。
秘密は守られます。～

- 秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。
- この補償金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様にも多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

請求期限は、令和11年
(2029年) 11月21日まで

厚生労働省
補償金相談窓口 電話番号 **03-3595-2262**
受付時間 10:00～16:00(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)



ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。

ハンセン病 厚労省 検索

対象者	(ア) 配偶者（事実婚も含む） (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者及び配偶者の親・子等	補償金額 180万円
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母、孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫等	補償金額 130万円
	(キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、おば、おい、めい	

※ 同居など一定の要件が必要な場合があります。